

特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group という。略して TTTG と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、トラウマ（心的外傷）に苦しむ全ての人に、効果が実証されているトラウマケアの普及と提供を通じて、その症状の軽減を図り、人々の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 必要な人にトラウマセラピーを無料で提供する事業
 - ② 災害、事件、事故などの影響に苦しんでいる当事者、及びその支援者をサポートする事業
 - ③ 心の健康の保持増進のための情報提供や心理教育を提供する事業
 - ④ 心の健康の保持増進のための研修、研究、発表などの事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 賛助団体会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会で検討し、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年を超えて会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(既納の年会費・入会金の不返還)

第12条 既納の年会費及び入会金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超

えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局及びその他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員を選任又は解任

2 理事会は、以下の事項について、総会で報告する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 役員職務及び報酬

(4) 入会金及び会費の額

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 インターネット会議でのシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。

4 第29条第2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業報告及び活動決算

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 入会金及び年会費の額

(6) 会員の除名

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 事務局の組織及び運営に関する事項

- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）
その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の前日までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、インターネット会議等による会議も有効とし、審議及び表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	関根 恵
副理事長	河岸 由里子
理事	浅見 肇
同	香川 裕美
同	辻村 乃理子
同	永山 奈々
同	森岡 智美
監事	富本 典子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2028年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から 2027年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 10,000 円
正会員会費 5,000 円(年額)
- (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 3,000 円(年額)
- (3) 賛助団体会員入会金 0 円
賛助団体会員 10,000 円(年額)

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group
-----	--

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	関根 恵		有
副理事長	河岸 由里子		無
理事	浅見 肇		無
理事	香川 裕美		無
理事	辻村 乃理子		無
理事	永山 奈々		無
理事	森岡 智美		無
監事	富本 典子		有

設立趣旨書

1 趣旨

私たち Trauma Treatment Therapist Group (TTTG) は、トラウマセラピーの専門知識と技術を持つ臨床心理士・公認心理師ら有志により、2023年7月に結成された任意団体です。

私たちは日々のカウンセリング活動の中で、不眠、うつ、人間関係の困難、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など、多くの方の心身の不調や生活上の支障が、過去に体験したトラウマティック・ストレスの影響に深く関係していることを痛感してまいりました。現代社会においては、自然災害、事件・事故、性暴力、DV、虐待、いじめなど、日常のあらゆる場面でトラウマを生み出す深刻なストレスが存在し、「心のケア」、特に専門的なトラウマケアの必要性が年々高まっています。

トラウマケア分野では、EMDR（両側刺激を用いるトラウマの治療法）、SE（ソマティックエクスペリエンス：自律神経系を調整するトラウマケア）、TFT（思考場療法：体のツボを叩くトラウマケア）など、その効果が科学的に実証された多様な治療法が開発されています。私たちは、これらの専門的な治療法を通じて、苦しい状態にある方々が安全・安心な日常と自分らしい生活を取り戻すお手伝いができると考えています。

しかしながら、こうした専門的なカウンセリングの料金は高額となることが多く（医療にかからないと健康保険適用はない）、経済的な事情から必要なケアを受けられない方が少なくありません。また、トラウマセラピーを提供できる専門職が都市部に偏在しており、地理的な要因からも必要なケアが届いていないのが現状です。

支援を必要としている方々に、経済的・地理的な条件によらず、質の高いトラウマセラピーを「いつでも、だれでも、どこでも、そして何度でも」提供できるシステムを構築すること。これこそが TTTG 結成の動機であり、私たちの最大の願いです。

この願いを実現するためには、個人の奉仕活動としての限界を超え、より安定的かつ継続的な活動基盤を確立することが不可欠です。広く社会からの支援（ご寄付等）を受け、トラウマケアを必要とする方々を支え合う「互助システム」を強固に安定的に運営していくため、私たちはこの度、特定非営利活動法人（NPO 法人）として設立することを決意いたしました。

当法人は、トラウマ（心的外傷）に苦しむ全ての人に、効果が実証されているトラウマケアの普及と提供を通じて、その症状の軽減を図り、人々の心の健康の保持増進に寄与することを目的として設立します。

2 申請に至るまでの経過

2023年7月：心理有資格者（公認心理師・臨床心理士）による無料で心理相談を行う活動（子どもたちの夏休み後の自死予防）を目的として、有志8名により Trauma Treatment Therapist Group (TTTG) を任意団体として設立した。

2023年8月～9月：無料のオンライン相談を実施

2023年9月～会員を募集し、クラウドファンディングや寄付などで継続的に無料のカウンセリングを提供する。

2023年12月～2024年1月：年末年始の時期に自死が増えることから、無料のオンライン相談を実施する。

2024年1月能登地震発災により2月～5月まで無料オンライン相談を継続する。

2024年7月～夏休みの無料オンライン相談・12月～冬の無料オンライン相談実施。

2025年1月：法人化に向けて役員会で検討する。

2025年3月～4月：春の無料オンライン相談実施

2025年7月：定期総会で法人化に向けて検討していくことが承認された。

2025年8月～9月：夏休みの無料オンライン相談実施。
2025年11月：オンライン臨時総会で法人化を議決した。
2025年12月～2026年1月：冬の無料オンライン相談実施。

2026年 2月 10日

特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group (TTTG)

設立代表者

氏名 関根 恵

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027年 5月 31日まで

特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 必要の人にトラウマセラピーを無料で提供する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分無料のオンライン相談を提供する。 ・ 55分無料のトラウマセラピーを提供する。 	(A) 年3回(3月～4月・8月～9月・12月～1月) (B) オンライン (C) 23名	(D) オンラインでZoom使用できる人 (E) 200名	900
② 災害、事件、事故などの影響に苦しんでいる当事者、及びその支援者をサポートする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故・事件などのトラウマに苦しんでいる人に無料のトラウマセラピーを提供する。 ・ 被災者支援を行う支援者向けの講習会や講演を行う。 	(A) 年1～2回 (B) オンラインなど (C) 5名程度	(D) 被災者や被災者支援を行っている人 (E) 30名	100

③ 心の健康の保持増進のための情報提供や心理教育を提供する事業	・ ホームページなどで、災害や事件・事故のトラウマについて情報発信を行う。	年度内にホームページを開設する	(D) ホームページを利用できる人 (E) 不特定多数	300
④ 心の健康の保持増進のための研修、研究、発表などの事業	・ この事業を行うカウンセラーのために研修会を開催する。	(A) 年1~2回 (B) オンライン (C) 5名	(D) 心理相談を行っているカウンセラー (E) 30名	200
⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・ 無料カウンセリング活動の周知を行い、多くの人々が利用できるようにする。	(A) 随時 (B) オンライン会議 (C) 8名	(D) インターネットを利用する人 (E) 不特定多数	50

2027年度の事業計画書

2027年6月1日から2028年5月31日まで

特定非営利活動法人 Trauma Treatment Therapist Group

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 必要な人にトラウマセラピーを無料で提供する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分無料のオンライン相談を提供する。 ・ 55分無料のトラウマセラピーを提供する。 	(A) 年3回(3月～4月・8月～9月・12月～1月) (B) オンライン (C) 30名	(D) オンラインでZoom使用できる人 (E) 300名	1200
② 災害、事件、事故などの影響に苦しんでいる当事者、及びその支援者をサポ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故・事件などのトラウマに苦しんでいる人に無料のトラウマセラピーを提供する。 ・ 被災者支援を行う支援者向けの講習会や講演を行う。 	(A) 年1～2回 (B) オンラインなど (C) 5名程度	(D) 被災者や被災者支援を行っている人 (E) 30名	100

ートする 事業				
③ 心の健康 の保持増 進のため の情報提 供や心理 教育を提 供する事 業	・ ホームページなどで、災 害や事件・事故のトラウ マについて情報発信を 行う。	年度内にホームペ ージを開設する	(D) ホームペ ージを利用で きる人 (E) 不特定多 数	100
④ 心の健康 の保持増 進のため の研修、研 究、発表な どの事業	・ この事業を行うカウン セラーのために研修会 を開催する。	(A) 年1~2回 (B) オンライン (C) 5名	(D) 心理相談 を行っている カウンセラー (E) 50名	200
⑤ その他、こ の法人の 目的を達 成するた めに必要 な事業	・ 無料カウンセリング活 動の周知を行い、多くの 人が利用できるように する。	(A) 随時 (B) オンライン会 議 (C) 8名	(D) インター ネットを利用 する人 (E) 不特定多 数	50

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年 5月31日まで

特定非営利活動法人Trauma Treatment Therapist Group

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(25人@5000円)	125000		
正会員受取入会金(25人@10000円)	250000		
賛助会員受取会費(5人@3,000円)	15000		
賛助会員入会金(0円)	0		
賛助団体会員(1団体@10000円)	10000		400000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1000000		1000000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200000		200000
4. 事業収益			
事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			1600000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1115000		
法定福利費	0		
人件費計		1115000	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	135000		
通信運搬費	100000		
印刷費	100000		
消耗品費	100000		
その他経費計		435000	
事業費計			1550000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	20000		
人件費計		20000	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	15000		
その他経費計		15000	
管理費計			35000
経常費用計			1585000
当期経常増減額	0		15000
当期正味財産増減額			15000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			15000

2027 年度 活動予算書
 2027年6月1日から2028年 5月31日まで
 特定非営利活動法人Trauma Treatment Therapist Group
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 (30人@5000円)	150000		
正会員受取入会金 (5人@10000円)	50000		
賛助会員受取会費 (10人@3000円)	30000		
賛助会員入会金 (0円)	0		
賛助団体会員 (5団体@10000円)	50000		280000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1000000		1000000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	120000		120000
受取民間助成金	200000		200000
4. 事業収益			
事業収益	100000		100000
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			1700000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1242000		
法定福利費	0		
人件費計		1242000	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	108000		
通信運搬費	100000		
印刷費	100000		
消耗品費	100000		
その他経費計		408000	
事業費計			1650000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	20000		
人件費計		20000	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	12000		
その他経費計		12000	
管理費計		32000	
経常費用計			1682000
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			18000
前期繰越正味財産額			15000
次期繰越正味財産額			33000